

松戸市農業委員会総会議事録

令和 3 年 7 月 9 日

令和3年松戸市農業委員会7月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年7月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番	加 藤 一 郎	2 番	加 藤 正 芳
3 番	齋 藤 香	5 番	山 室 一 美
6 番	山 口 輝 雄	7 番	岩 佐 忠 夫
8 番	椿 唯 司	9 番	鈴 木 榮 一
1 0 番	渡 邊 洋 子	1 1 番	湯 浅 孝 一
1 2 番	杉 浦 昌 平	1 3 番	松 戸 英 樹
1 4 番	杉 浦 勇 司	1 5 番	渡 邊 慶 弘
明・矢切区域	戸 張 嘉 宣	明・矢切区域	平 川 正 俊
東 部 区 域	湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域	小 暮 俊
常盤平・五香区域	山 崎 唯 司	馬橋・小金区域	横 山 定 勝
馬橋・小金区域	湯 浅 清		

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員

農政課長	加 藤 広 之	主 事	山 本 雄 大
------	---------	-----	---------

1. 事務局出席職員

事務局長	岡 野 衛	事務局長補	佐 榎 孝 弘
主幹兼係	古 山 和 幸	主幹兼係	武 井 博 子

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年7月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号14番、杉浦勇司委員、議席番号15番、渡邊慶弘委員の両委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第4号となっております。

なお、報告事項については、第1号から第10号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。
利用計画について農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課、加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画について、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件3件、再設定案件が4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は、新規設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑、面積は3,614平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ジャガイモ及びブロッコリーを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

借受者は、ほかにも畑をたくさんやっていて、その畑は大変よく管理されております。面積は広いですが、この方ならば間違いありません。

よって、原案に賛成いたします。よろしくお諮りください。

議長 ただいま湯浅委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの1番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は991平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

借受者は、借りる畑の隣辺りに自分の土地及び借りている畑があり、ここを借りることに
よって、1つの畑が大きくまとまるので、議案に賛成したいと思います。

議長 ただいま松戸委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページから8ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は1,477平方メートル
でございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培していく計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

平川推進委員 はい。

議長 はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊です。

借受者は、ネギ、キャベツを主体として他の模範になるような生産をしております。

よって、原案に賛成をしたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の9ページ、10ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は東平賀、現況地目は畑、面積は1,044平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ブルーベリーを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦勇司委員。

杉浦(勇)委員 議席番号14番、杉浦勇司です。

借受者は、適正に農地を管理されているので、賛成したいと思います。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま杉浦勇司委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がありませんので、原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長よろしく願いいたします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料の11ページ、12ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は畑、面積は2,042平方メートル、利用権の種類は賃借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、トウモロコシ及びエダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山定勝です。

借受者は、畑のほうちゃんと管理できていると思いますので、問題ないと思います。

賛成いたしたいと思います。

議 長 ただいま横山委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

ご意見がありませんので、原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長よろしく願いいたします。

農政課長 議案第1号6番をご説明いたします。

議案書2ページの6番、参考資料の13ページ、14ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は1,040平方メートル、利用権の種類は賃借権で、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ及びハウレンソウを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の6番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課長の説明でよく分かりました。こちらは再設定でもあり、今後も適正な管理が見込まれるので、賛成したいと思います。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、7番について、農政課長よろしくをお願いいたします。

農政課長 議案第1号7番をご説明いたします。

議案書2ページの7番、参考資料の15ページ、16ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は1,040平方メートル、利用権の種類は賃借権で、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ及びエダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の7番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

こちらも再設定案件ですので、今後の農地の適正管理が見込まれます。賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の7番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席いたします。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議長 長 続きまして、議案第2号の1番、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号10番、渡邊洋子です。

去る7月1日木曜日、議案第2号、3号、4号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、山口輝雄職務代理をはじめ、加藤一郎農業委員、平川正俊推進委員、湯浅清推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については17ページから18ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の17ページのところでございます。

申請地は4筆あり、面積の合計は1,928平方メートル、現況は畑で、適正に管理されてい

ることを確認いたしました。権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模拡大のためです。

譲渡人の申請理由は、農業従事者ではなく、耕作困難のためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は、田が928平方メートル、畑が1万47平方メートル、合計で1万975平方メートルであり、許可条件である50アールを超えております。

また、耕作従事日数は、申請人を含む家族3人で900日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、耕運機3台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車3台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ネギやキャベツの栽培を行うとのことでした。

審査会においては、地元の推進委員から、申請人は一生懸命に農業に取り組んでおり、推薦しますとのご意見がありました。

また、ネギの販路について、4割がインターネットによる販売であり、全国の方々に松戸産のネギをいかにして知っていただくかが鍵となると申請人から説明がありました。

以上、審査会では、議案第2号の1番について、慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

岩佐委員。

岩佐委員 議席番号7番、岩佐忠夫です。

私は審査会の意見に賛成したいと思います。よろしくお諮り願います。

議 長 ただいま岩佐委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号の2番について説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の2番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については19ページから22ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の19ページと21ページのところでございます。

申請地は3筆あり、面積の合計は2,048平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模拡大のためです。

譲渡人の申請理由は、農業従事者ではなく、耕作困難のためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は、田が3,555平方メートル、畑が1万8,318平方メートル、合計で2万1,873平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、耕作従事日数は、申請人を含む家族3人で810日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギやキャベツの栽培を行うとのことでした。

審査会においては、地元の推進委員から、申請人は一生懸命に農業に取り組んでおり推薦しますとのご意見がありました。

また、申請人から、さらに経営規模を拡大していきたいとの意見がありました。

以上、審査会では、議案第2号の2番について、慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でもありますので、委員各位において、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

岩佐委員。

岩佐委員 議席番号7番、岩佐忠夫です。

座長の説明でよく分かりました。私は賛成したいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長 ただいま岩佐委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番は、許可することに決定をいたしました。

◎議案第3号

議長 続いて、議案第3号の1番、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については24ページから28ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の24ページのところでございます。

申請理由は、市内の土木業者から資材置場として利用したいとの要望があったためです。

施設の概要については、工事用トラック1台、バックホー1台、発生土、埋め戻し土、砂利、砂、そのほか工事用の側溝などを置く貸資材置場です。

整地については、全面砕石敷きとします。

配水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側はコンクリートブロック、東側は万能鋼板土留めを施し、砂利

の流出を防ぎます。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅（雅）推進委員 はい。

議 長 はい、湯浅委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

審査会の意見に賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号の2番について説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号の2番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については30ページから34ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の30ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣住民より駐車場が必要との要望があったためです。

施設の概要については、大型トラックやダンプ14台の貸車両置場です。

整地については、全面砕石敷きとし、入り口部分はアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側、西側、南側は隣地ブロックフェンスを利用し、全面道路に接する北側は1.4メートルの木柵を設置します。

審査会では、現地調査の結果、既に貸車両置場として、施設概要で説明しましたとおりに造成されていまして。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者の父が当該申請地を二十数年前より農地法の許可を怠って駐車場として転用していました。現在は、申請者が当該申請地を相続しており、今後、二度とこのような事態を引き起こさないように十分注意しますとの内容でした。

費用については、造成済みであるためございません。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分について、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の2番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

議 長 はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の2番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号の1番、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については36ページから41ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の36ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は申請地の隣接地に本社を構え、製菓・製パン機器製造、販売業を営んでいます。本社敷地内にある既存の駐車場では手狭になったことから、申請地を取得し駐車場とするためです。

施設の概要については、車両19台の駐車場です。

整地については、浸透性アスファルト敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側及び南側はブロック140センチ積み、東側はブロック35センチ

積みとします。

審査会では、申請時に提出された事業計画書において、隣接農地所有者への事業の説明状況として郵送をもって対応し、直接農地所有者との間でやり取りはなかった旨の記載があり、このことについて各委員より、説明不足として、転用行為を行う上でトラブルになることへの懸念についての質問がありました。

これについては、近日に隣接農地所有者と境界立合いのため現地でお会いし説明することでした。また、隣接農地と該当申請地の間はブロックを積み、農地と駐車場の境界とすることから、トラブルのないよう責任持って施工しますとの報告を受けております。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第4号の2番について説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号の2番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については42ページから47ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の42ページのところでございます。

権利の形態は、使用賃借権設定になります。

申請理由は、申請者は、埋蔵文化財包蔵地の発掘調査を行っていますが、医療法人より、申請地において病院建設及び駐車場造成を目的とする文化財保護法に基づく届出が提出されたことから、申請地を借り受け、埋蔵文化財発掘用地として一時転用をするためです。

埋蔵文化財発掘調査の概要については、重機及び人力で面積4平方メートルから20平方メートルを22か所掘削します。深さについては、関東ローム層に達するまでとのことで、深さは不明とのことでした。調査後は原状回復をします。

発掘調査完了後は、速やかに農地に復元するとの誓約書が譲受人、譲渡人連名で提出され、これを受理しております。

排水については、雨水のみで自然浸透、被害防除については、掘削の際、掘り起こした土砂は事業地内に置き、隣接地に土砂が流出しないよう、一定の高さ以上は積まないとのことです。

一時転用期間については、許可日から令和3年9月17日までです。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、予算書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の2番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議

の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。
審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

小暮推進委員 はい。

議 長 はい、小暮委員。

小暮推進委員 推進委員の小暮俊です。

座長の説明でよく分かりました。審査会の意見に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま小暮委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の
農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の2番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第4号の3番について説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号の3番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については48ページから53ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の48ページのところでございます。

権利の形態は、使用賃借権設定になります。

申請理由は、松戸市教育委員会生涯学習部社会教育課は、埋蔵文化財包蔵地の発掘調査を行っていますが、医療法人より、申請地において病院建設及び駐車場造成を目的とする文化財保護法に基づく届出が提出されたことから、申請地を借り受け、埋蔵文化財発掘用地として使用するため一時転用をするためです。

埋蔵文化財発掘調査の概要については、重機及び人力で面積20平方メートルを6か所掘削します。深さについては、関東ローム層に達するまでとのことで、深さは不明とのことでし

た。調査後は原状回復をします。

発掘調査完了後は、速やかに農地に復元するとの誓約書が譲受人、譲渡人連名で提出され、これを受理しております。

排水については、雨水のみで自然浸透、被害防除については、掘削の際、掘り起こした土砂は事業地内に置き、隣接地に土砂が流出しないよう、一定の高さ以上は積まないとのことでした。

一時転用期間については、許可日から令和3年9月17日までです。

他法令については、森林法が該当しますが、松戸市の農政課と協議済みです。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、松戸市一般会計の予算書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

農地区分については、上水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の3番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤委員 議席番号3番、齋藤香です。

掘り起こした土を仮置きする場所に山にすると思うんですけども、土の流出防止には、上にシートをかぶしたり何かする、その説明なかったような感じですけども、そういう安全対策をするという具体的な対策は、シートをかぶしたりするということですか。

事務局 隣接の農地に掘り起こした土が行かないように、それは十分配慮の上やるというふうに聞いております。説明があったと思うんですけども、ある程度一定の高さまでは積まな

いということで、隣に影響を及ぼすほどの高さには積まないということで、今、座長の説明もあつたと思うんですけれども。

齋藤委員 道路に面していますけれども、ある程度深さまで行きますと、山留めかそういうこともするわけですか。

事務局 細かい説明は、ちょっと事務局で聞いてはいないんですけれども、絶対に隣地に迷惑をかけないように施工はするというふうには聞いております。

齋藤委員 崩壊のほうは今危惧されていますけれども、道路のそばですと山留めとかしないと、埋設のあるところまで確認して掘っていくわけですけれども、2メートルとか2メートル500とかなったら、ある程度60度ぐらいで崩壊が来ますので、その辺のあれはちゃんと誰かがついていて管理するというところで、よろしい。

事務局 こちらの発掘調査については、専門の方が松戸市内でもほかの箇所もやっておりますので、そこで問題が起きたというのは、過去に聞いておりませんので、大丈夫だということに聞き及んでおります。

はい、以上です。

齋藤委員 はい、了解しました。

議長 長 よろしゅうございますか。

齋藤委員 はい。

議長 長 ほかにご意見ございませんか。

はい、小暮委員。

小暮推進委員 推進委員の小暮俊です。

座長の説明でよく分かりました。審査会に意見に賛成したいと思います。お諮り願います。

議長 長 ただいま小暮委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の3番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 9 ページ、報告事項 1 から、29 ページの報告事項 10 についてご報告させていただきます。

まず、9 ページ、報告事項 1、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により 1 件の届出を受理いたしました。なお、斡旋希望はありませんでした。

次に、11 ページ、報告事項 2、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出についてですが、11 ページの一番下に記載のとおり、5 月分として、田 1 件、1,020 平方メートル、畑 3 件、882 平方メートル、合計 4 件、1,902 平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13 ページから 15 ページ、報告事項 3、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてですが、15 ページの一番下に記載のとおり、田 11 件、3,640 平方メートル、畑 15 件、6,166 平方メートル、合計 26 件、9,806 平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、17 ページ、報告事項 4、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1 件を県知事宛て送付いたしました。

次に、19 ページ、報告事項 5、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、記載のとおり、合意解約により 2 件の通知がありました。

次に、21 ページ、報告事項 6、競売買受適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、1 件の交付をしました。

次に、23 ページ、報告事項 7、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より照会があり、1 件の非農地回答をしました。

次に、25 ページから 26 ページ、報告事項 8、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 8 件を交付しました。

次に、27 ページ、報告事項 9、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取申出及び死亡による買取申出が生じたため、2 件の

証明書を交付しました。

次に、29ページ、報告事項10、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格化法人の報告についてですが、記載のとおり、1件の報告書を受理しました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和3年7月総会を終了いたします。

閉会 午後 4時10分